

確定給付企業年金の弾力的な運営に関する要望

平成27年11月25日

企業年金連合会

確定給付企業年金（以下「DB」という。）の弾力的な運営については、社会保障審議会企業年金部会（以下「企業年金部会」という。）の「議論の整理」や『「日本再興戦略」改訂2015』において言及されていたところであるが、平成27年9月11日の第16回企業年金部会においては、「リスク対応掛金」や「リスク分担型DB（仮称）」の具体的な提案が行われたところである。これらの提案は、今後のDBの運営にとって非常に重要な内容を含むものであり、企業年金連合会として、政策委員会等における議論を踏まえ、以下のとおり要望するものである。

I. 弾力的な掛金拠出について

- リーマン・ショック等での経済・運用環境激変の際に、積立水準が急落し企業年金存続の危機をもたらしたことを踏まえれば、企業年金部会において提案された「安定的なDBの運営を実現するため、あらかじめリスク対応掛金の拠出を行うこと」（リスク対応掛金）は、DBの財政運営の健全化に資するものであり、早期の実現を図っていただきたい。

なお、当連合会としては、「平成28年度企業年金税制改正に関する要望」（平成27年7月29日）においても、DBに関する税制の見直しの一つとして、事前積立に係る掛金拠出について要望を行っ

ているところである（別添参照）。

- また、当連合会は上記要望書において、「積立不足を解消するための柔軟な掛金拋出」及び「予算時の特例掛金の導入」についても要望を行っているところである（別添参照）。これらについても、ボラティリティの大きい資産運用下で、一層の財政運営の健全化や受給権の保護を強化する観点から、併せて早期の実現に向けた検討を要望する。

Ⅱ. 柔軟で弾力的な給付設計について

- 上記Ⅰとともに、企業年金部会において提案された「労使で将来発生するリスクをどのように分担するかあらかじめ労使合意により定めておく仕組み（リスク分担型DB（仮称）」については、より柔軟で弾力的な制度設計が可能となり、企業年金の選択肢の拡大につながることから、早期の実現を図っていただきたい。
- その際、このリスク分担型DB（仮称）が企業年金の普及・拡大に資する制度となるためには、退職給付制度に関する会計基準において、債務認識を要しないものとして取り扱われることが極めて重要であり、このことが明確にされるよう、関係機関に強く働きかけていただきたい。
- さらに、このリスク分担型DB（仮称）に加え、例えば、企業年金連絡協議会が提案する「協働運用型DC」（新ハイブリッドDC）の実現に向けた検討を行うなどにより、企業年金制度の選択肢のさらなる多様化を図っていただきたい。

以上

企業年金連合会「平成28年度企業年金税制改正に関する要望」

(平成27年7月29日)より抜粋

4. 確定給付企業年金に関する税制の見直し**(1) 拠出の弾力化(事前積立に係る掛金拠出、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出等)**

掛金拠出の弾力化については、「議論の整理」において、「DBの拠出弾力化(あらかじめ景気変動等のリスクに備えるための事前積立に係る掛金拠出や、積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出など)についても、恣意的な拠出とならないことに留意しつつ、遅くとも今回の制度の見直しの実施時期と合わせて実施できるよう、税務当局と調整を進めるべきである」とされている。

さらに、平成27年6月30日に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂2015』においても、「確定給付企業年金制度について、(中略)将来の景気変動を見越したより弾力的な運営を可能とする措置について検討し、本年中に結論を得る」とされている。

これらの趣旨を踏まえ、以下の提言内容の早期の実現を図るべきである。

① 事前積立に係る掛金拠出

リーマン・ショック等での経済・運用環境激変の際に、積立水準が急落し企業年金存続の危機をもたらしたことから、「あらかじめ景気変動等のリスクに備えるため」に、年金資産の運用リスクに対処するバッファ(準備金等)の構築が極めて重要である。バッファ構築のために積立上限額の範囲内で一定の水準まで事前に掛金拠出ができるようにすべきである。

② 積立不足を解消するための柔軟な掛金拠出

ボラティリティの大きい資産運用環境下においては、一層の年金財政の健全化を図るとともに、受給権保護の観点が重要である。

過去勤務債務については、現行では、3年以上20年以内の範囲内で償

却を行うこととされているが、一括償却を選択することや、掛金負担能力に応じて柔軟に償却することが可能となるよう、償却期間については、下限を撤廃するとともに、弾力償却を利用する場合の弾力償却幅を拡大すべきである。

③ 予算時の特例掛金の導入

当該年度に発生が見込まれる不足金に充当することを目的とした予算時の特例掛金の設定は、厚生年金基金において認められている。

ボラティリティの大きい資産運用環境下で、一層の財政運営の健全化を図るとともに、受給権を保護する観点から、確定給付企業年金における特例掛金の拋出を可能とすべきである。